

# 法人税・住民税・事業税の 勘定科目まるわかりBOOK



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 法人税・住民税・事業税の勘定科目まるわかりBOOK

## 法人税・住民税・事業税の基礎知識

### 法人の利益にかかる代表的な3つの税金

- ・法人が事業活動で得た所得（利益）には、主に以下の税金が課されます。
1. **法人税（国税）** 法人の所得に一定の税率をかけて計算される税金。
  2. **法人住民税（地方税）** 事業所のある自治体に納める税金。「法人税割」と、資本金等や従業員数に応じた「均等割」の2階建て構造です。
  3. **法人事業税（地方税）** 事業を行う法人が都道府県に納める税金。

### 使用する勘定科目

原則として「法人税、住民税及び事業税」（損益計算書）を使用します。ただし、資本金1億円超の法人が負担する法人事業税の外形標準課税（付加価値割・資本割）部分は、所得課税ではないため販管費の「租税公課」等で処理します。

# 法人税・住民税・事業税の勘定科目まるわかりBOOK

## 中間申告時の会計処理（仕訳）

### ■中間申告・納付とは

1年間の確定申告を待たず、事業年度の途中で税金を申告・納付する制度です。前年度実績の約半分を納める「予定申告」と、仮決算を行う方法があります。

### ■仕訳のポイント

中間納付時点では年間の税額が確定していないため、費用ではなく「仮払法人税等」（資産の部）を使って処理し、決算時の精算を待ちます。

### ■仕訳例（中間納付額が500万円の場合）

借方科目	金額	貸方科目	金額
仮払法人税等	500,000	当座預金	500,000

※この段階では「法人税等（費用）」には計上しません。

※中間納付時の会計処理には、仮払処理以外の方法もあります。

# 法人税・住民税・事業税の勘定科目まるわかりBOOK

## 決算・確定申告時の会計処理（仕訳）

決算で確定した年税額と、中間納付分との差額を調整します。

### ■決算時の仕訳（精算処理）

年税額を「法人税等」に計上し、既払いの「仮払法人税等」を相殺します。不足分は「未払法人税等」（負債）とします。※払いすぎ（還付）の場合は「未収金」で処理します。

借方	金額	貸方科目	金額
法人税等	1,300,000	仮払法人税等	500,000
		未払法人税等	800,000

### 確定申告納付時の仕訳（翌期）

原則、決算日の2ヶ月以内に納付を行います。

借方	金額	貸方科目	金額
未払法人税等	800,000	当座預金	800,000